

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

黒 木 三 郎
奥 山 恭 子

目 次

- 序
- 一、チリ家族法の沿革
 - 二、チリにおける離婚法案成立の経緯
 - 三、一九七一年離婚法の審議
 1. 法学教育研究協会の作業経過
 2. 「一九七二年フェジョ法案」
 3. 審議過程における問題点
- 「一九七二年法案」(邦訳)

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

序

ラテン・アメリカの独立革命は、一八〇四年のハイチ独立に始まり、一八九八年のキューバ解放をもって一応の終結をみたが、しかしその完全独立の課題は今世紀にも持ち越され、今日もなお全面的な解決には至っていない。すなわち、独立戦争の第一課題である民族独立の事業は全うしたが、第二の課題である社会革命は完遂できなかったのである。独立による新国家では、植民地時代からひきついだ古い社会構造の上に、欧米諸国の最新の統治形態が接ぎ木された。

さて、現在ここ数年の間、資本主義国においても社会主義国においても、離婚の自由をめぐる立法化については、各国の世論をあげて問題とされている。なかでも離婚を最も困難とするカトリック的婚姻観にもとづく諸国においては、これは最も重要な社会問題であるが、ラテン・アメリカ諸国においても例外ではない。もとより、事実上存在する離婚の現象をいかなる法形態として立法化し、あわせていかなる離婚原因を法定化するかということとは、当然世論を沸騰させる問題であった。

ところで、ラテン・アメリカに関する多くの研究が存在するにもかかわらず、法律関係とくに家族法の分野では、この領域が問題にされるのがほとんどなく、その比較家族法の研究意義は大きい。

もちろん、家族法の動向を研究するためには、その背景をなしている社会的・思想的・宗教的等の諸条件を無視することはできないが、いま本稿においては、最近入手し得た若干の文献にもとづいて、チリにおける離婚法案の動向を探り、一九七二年法案を資料として紹介するにとどめる。

一九七一年に、チリでは長年のテーマであった離婚法をつくるための大がかりな審議が開始され、歴史的にも、またチリの現状からしても、画期的事業として注目されていた。そこで本稿では、その事業の理論的指導者であったフエジョ (Fueyo)

教授の作成した法案の訳出を試み、関係する範囲内で解説を行うこととする。⁽⁶⁾

- (1) 岩波講座、世界歴史二〇巻(近代七)四八三頁、高橋章。
- (2) 一九七二年現在、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、コロンビア、チリ、スペイン、パラグアイの七カ国が離婚を認めておらず、その大部分がラテンアメリカに集中している。
- (3) 家族関係では、「アルヘンティナ共和国婚姻法」野田良之(新比較婚姻法Ⅲ、九六七頁)、「ブラジル合衆共和国婚姻法」野田良治(同書Ⅱ三三一頁)がある程度。
- (4) ラテンアメリカの法的現状を知るうえで、「Law and Development in Latin America」(Karst, K.L. S.R. Keith 1975, Cal. U. P.) は非常に興味深い。それによると、家族、夫婦および親子関係について、それぞれの法的義務を、一般人がどのように考えているかにつき、アンケート調査が行なわれ、その結果がパーセンテージで示されている。(同書六〇四頁以下)
- (5) この間、チリでは政変があり、離婚法審議が継続されたのか、また立法化が行なわれたのかについては、調査中であるが、未だに情報入手できない。
- (6) 本稿では主として、EL DIVORCIO: Instituto de

Docencia e Investigacion Jurídicas, 1973, DE LA DISOLUCION DEL MATRIMONIO; E. Velasco, I, 1973, DIVORCIO: estudio de derecho civil comparado; Hernan Larrain Rios, 1966 を参照した。

一、チリ家族法の沿革

婚姻非解消がカトリックの教義に由来することは、聖書を用し、あるいは自然的・理性的要請として説明される⁽¹⁾ところであり、離婚を扱う場合にはまず、婚姻事件の世俗化が問題となる。そこで、チリでは婚姻事件の管轄がどのようにして宗教裁判所から世俗の裁判所に移ったかを中心に、チリ家族法の沿革を検討する。

チリ独立の当初、婚姻はカノン法(Derecho Canónico)が施行されているカトリック教会に統治されていた。婚姻に関する最初の法律が公布されたのは、一八二〇年一月九日である。同法は、二二才以下の女性および二四才以下の男性に対し、婚姻を締結する際、父・母ないしは祖父の同意を得る義務を課したものであるが、これを決定したのは教会ではなく、上院諮問委員会(Senado Consulto)であった。

一八四四年八月二四日、いわゆる非カトリック教徒の婚姻法が公布された。同法は、非カトリック教徒に対し、カトリック

教会の儀式を遵守せずに婚姻の式を挙げることを認めるが、教会の代表としてではなく、信仰の使者としての司祭(cura párroco)の介入を必要とするものである。そしてこの司祭に対して、婚姻の登録を司ることを義務づけており(同法第八二条)、これがチリにおける身分登録制度(registro civil)の準備段階となっている。

一八五五年二月一四日、民法典(Código civil)が公布された。しかし、教会の権限との抵触については、従来の状態が維持されており、例えば、現在締結が問題になっているか、あるいはすでに締結した婚姻の有効性を決定することは、教会の権限に属し、カトリック教会が婚姻障害(impedimentos)であると宣言したことを、民法もまたそれとして認め、障害の存在について決定し、その特免を許可することも、教会の権限に属する(民法第一〇三条)と規定している。また、カトリック教徒間の婚姻は、教会の定める儀式で挙行され、その遂行を監督するのは教会の権限である(同第一一七条)が、一方、非カトリック教徒の婚姻については、次のように規定されている。「カトリック教以外の宗教を信奉する者が、チリ国内で婚姻を締結しようとする場合、次の二要件に従って、これをなすことができる。その一は、絶対無効(impedimentos dirimentes)、両親および祖父母(ascendientes)もしくは後見人(curadores)

の許可およびその他の要件については、民法および教会法に定めるところに従うこと。その二は、カトリック教会の正当権限ある僧侶 (sacerdote) と証人二人の面前で婚姻を締結することとは、当事者の意思によるものであること、あるいは、お互いに夫婦であると認めることを宣言すること。またこれを行なう場合、他のいかなる儀式も強制されることはない。

さらに、婚姻を解消する判決を下すことは、教会の権限に属するとされている (同第一二三条)。

カノン法が認めている肉体の分離 (separacion de cuerpos) — 民法典では別居 (divorcio) — については、第一六八条に規定されている。「別居 (divorcio) 裁判は、教会の権限に属する。別居の民事上の諸効果 (すなわち、夫婦の財産、人身の解放、子供の養育・教育等に関するあらゆること) は、民法およびその裁判管轄によってのみ規制される。」と。

その後、一八七五年一月一日の裁判所構成法 (Ley Orgánica de Tribunales) は、非カトリック教徒の婚姻の有効性に関し、あるいは非カトリック教徒の婚姻の有効性に関する、一時的もしくは永久別居 (divorcio temporal o perpetuo (separacion)) に関し問題となっている訴訟の取扱いを、民事裁判所 (tribunal civil) に移した。

しかしながら、チリにおける婚姻の世俗化 (secularización)

は、一八八四年の民事婚姻法 (Ley de Matrimonio civil 1884, 10) に始まると言えよう。とくに、同法の最初の三カ条は、次のように世俗化を確立している。

第一条 本法の規定に準拠した挙式が行なわれていない婚姻は、民事上の効力を生じない。

婚姻すべき当事者 (contrayentes) にとって、彼らが属している宗教が規定する要件および形式に従うか否かは自由である。しかし、これらの要件や形式性を問題にするのは、婚姻の有効性を決定するためでも、民事上の効果を規正するためでもない。

第二条 本法の遵守にともなうあらゆる問題の審理および決定は、民事裁判所の管轄となる。

第三条 本法の効力発生以前に締結された婚姻の、別居および無効に関する事件の審理および決定も同様、民事裁判所の管轄となる。

チリの戸籍法 (Ley de Registro Civil) は、民事婚姻法と同じ一八八四年の七月十七日に最初のものが公布され、翌一八八五年一月一日に施行されたのであるが、一九三〇年二月一日の戸籍に関する法令第四八〇八号によって変更された。それは民事婚姻法に重要な修正をおこなったものである。民事婚より先に宗教上の婚姻が締結された場合の諸状況は、同法第四三条によって規制される。

まず、身分登録官 (Oficial del Registro Civil) の面前での婚姻を行なわないうちに宗教上の婚姻の儀式を挙行した場合、この儀式から八日以内に、身分登録官の面前で婚姻を締結しなければならぬ。但し、法律上の婚姻障害 (impedimentos) もしくは禁止婚 (prohibiciones) の場合は例外である。この義務を履行しない場合、一〇〇ないし一〇〇〇ペソの罰金が科せられ、それは国庫に帰属する。民事上の婚姻が、前述の八日間後、刑事手続の開始以前に行なわれた場合、裁判官は万全を期して罰を規正し、罰を免ずることさえ可能である。夫婦の一方の訴によって訴訟手続が開始し、その判決が下される前に挙式がとり行なわれた場合には、刑は科せられない。また罰金を科した判決が執行されてから一〇日経過したにもかかわらず、挙式できないような障害禁止事由が存在しないのに、民事婚の挙式を挙行しない場合には、その程度いかんにかかわらず、最低の刑罰が科せられる。以上のすべての場合、夫婦が民事上の婚姻を締結するならば、訴訟は終了し、刑は免除される。この場合は、いかなる身分登録官の面前においてもなすことができるが、戸籍簿にこの状況を証明するものを残しておかなければならない。この戸籍法をめぐる訴訟を提起できるのは、侮辱を受けた婚姻当事者 (contrayente ofendido) ¹、その法定代理人 (representante legal) ²、身分登録官および國務大臣 (Ministerio

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

Publico) のみであり、その訴訟を審理するのは、宗教上の婚姻を締結した日に、加害当事者が住所を有していた管轄区の刑事担当裁判官 (Juez de Letras en lo Criminal) である。

このように、人間の民事上の状況を構成する事実の証明に司祭が関与することはなくなり、したがって、前述の法令第四八〇八号の第一条は、次のように規定している。

『出産、婚姻、死亡および人の身分に関するその他の行為および契約の登録は、本法が規定する公務員により、戸籍簿になされる。』

チリでは、別居 (separacion de cuerpos) のみが存在する。しかし、民事婚姻法はそれを「ディボルシオ」 (divorcio) と称する。このディボルシオは、婚姻を解消するものではなくて、夫婦間の共同生活を停止するにすぎない (同法第十九条)。その原因は、次のもののみである。

- (1) 妻もしくは夫の姦通 (adulterio)。
- (2) 文書もしくは口頭による「重大かつ反復的な虐待 (malos tratamientos)」。
- (3) 夫婦の一方が、他の一方の生命、名誉、財産に対する犯罪の既遂もしくは未遂において、犯人 (autor) ³、煽動者 (instigador) もしくは共犯者 (complice) である。
- (4) 夫が妻に売春 (prostituir) を強要する。

- (5) 夫の貪欲が、妻から生活必需品を奪うまでに至った場合。
 - (6) 法律上の理由がないにもかかわらず、妻が夫に従うことを拒む場合。
 - (7) 家族を遺棄した場合、もしくは正当理由なしに、夫婦としての義務の遂行を拒否する場合。
 - (8) 正当な理由のない三年以上の不在。
 - (9) 遊興、酩酊もしくは浪費の常習癖。
 - (10) 不治の、もしくは伝染性の重病。
 - (11) 夫婦の一方の、犯罪 (crimen) もしくは軽犯罪 (simple delito) による処刑。
 - (12) 子を虐待し、その生命を危険におちいれさせた場合。
 - (13) 自ら子を墮落させたか、もしくは共犯関係にあった場合。
- これら諸原因により、一時的もしくは永久別居が成立するが、(5)、(6)、(8)および(12)は一時別居の原因としかなり得ない。

(1) 「婚姻非解消主義」については、教会法の多くの研究があり、その一々の引用は省くが、チリ独立前施行されていた本国たるスペインの「婚姻非解消」については、José Castán Tobenas: *Derecho civil español común y foral*, 1955. が詳細である旨、野田良之著「エヌ・ニア婚姻法」(新比較婚姻法Ⅱ五〇〇頁)に指摘がある。

(2) チリの最高裁は、法令第四八〇八号第三五条に規定された身分登録官の面前でなされなかった婚姻は一切無効とする態度を取り、これが事実上の離婚への抜け道として利用された (Max Rheinstein: *Marriage Stability, Divorce and the Law*, 1972. p.407)。

二、チリにおける離婚法案成立の経緯

一八八四年の民事婚姻法は、教会法の影響の下で、“divorcio vincular (絆からの完全な離婚)”ではなくて、単なる肉体的分離 (separación de cuerpos) すなわち別居を規定したものであるが、言葉の上では、これに “divorcio” という用語を与えたものであった。しかし本来の意味での “divorcio” を創設しようとする意図は、同法と同時期にすでに存在していた。

一八八四年の民事婚姻法の基礎となったのは、リカルド・レテリエール (Ricardo Letelier) 議員が、一八七五年に提出した試案であるといわれている。彼はその前書きで、次のように述べている。「離婚は家族の利益において多少は妥協する。そして多くの場合、一時的な紛争や不和を忘れさせるのには、一時的別居 (separación temporal) で十分である」と。

この試案は、一八八三年になってやっと、委員会に報告され、これを討議した際、マヌエル・ノボア (Manuel Novoa)

議員は、「チリは、アメリカ合衆国、ドイツ、イギリスのような、世界中の多くの進歩的な国の方法に従うべきである。これらの諸国は離婚を立法化している」と述べて、完全離婚の導入を提唱した。しかし、たった二票の同意票しか得られなかったという結末に終わった。しかし反対論のなかには、エンリケ・マックイベル (Enrique Mac-Iver) 氏のように、「原理原則によつてではなく、現在が立法の好機ではないことを理由に反対するものもあった。

一九一〇年、ラモン・ブリオネス・ルコ (Ramón Briones Luco) は、その著「人間家族における婚姻と離婚の起源と発展」(Origen y desarrollo del Matrimonio y el divorcio en la familia humana) の中で、一つの法案を示した。それは民法典や民事婚姻法に多くの修正を加えるという形で、三つの原因に限って離婚を認めようとするものである。その限定的離婚原因は、第一に姦通、第二に三年以上の悪意の遺棄、第三に無期の懲役もしくは禁固刑の確定であった。

一九一七年一〇月、民事婚姻法の第三十七条を修正する法案が提起され、姦通、悪意の遺棄、五年以上の服役、相互の同意 (mutuo consentimiento) の四原因による離婚が提唱されたが、この法案は議会で検討されることがなかった。

一九二七年六月、サンティアゴ・ルビオ (Santiago Rubio)

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

議員は、新たに次のような離婚原因を顧慮した新法案を提出した。

(1) 姦通。(2) 夫婦の他の一方に対する生命侵害の未遂。(3) 重大な虐待もしくは侮辱。(4) 一〇年以上の服役。(5) 三年以上の遺棄。(6) 夫もしくは妻が子を売春させようとしたこと。(7) 相互の同意もしくは妻の一方的決意 (voluntad unilateral)。

但し、相互の同意があるとするためには、各当事者自らの請求および調停 (conciliacion) の審問が必要であり、これに欠席した場合には暫定的別居とし、六カ月以内に新たな審問のための召喚をなし、離婚に固執し、これに同意する場合、和解 (reconciliacion) が成立しないならば、三度目の審問のため、さらに召喚しなければならない。

一方、妻の任意性に関しては、婚姻締結後二年経つてから、前述の相互の同意の場合と同じ手続で離婚手続をとることができるとする。

次いで一九三三年六月には、アルフォンソ (Alfonso) カステルブランコ (Castelblanco) ソトマイオル (Sotomayor) の各議員が、新法案を提出した。これは、従来の離婚原因に、さらに「共同生活を不可能にする程の極度な性格の不一致 (incompatibilidad de caracteres)」と「婚姻の挙式から少なくとも二年経過したうえでの相互の同意」の二原因を新たに加えてい

る。なおこの場合の手続きとして、訴訟は各自が裁判官の面前で申し立て、最初の出頭から六カ月後に再び同じ手続きをくり返さねばならず、その際調停の必要上、義務的な出頭を求めることも考えられている。

この法案と前述のルビオ法案は、一括して一九三五年に委員会に報告されたが、それ以来議会では取り上げられていない。

一九四三年、法律研究協会民法委員会 (Comisión de Derecho Civil del Instituto de Estudios Legislativos) は、アルト・アレクサンドリ・ロドリゲス (Arturo Alessandri Rodríguez) の指摘によって、離婚法案の検討に着手した。その法案は、レオポルド・オルテガ (Leopoldo Ortega) と前述のアルトロ・アレクサンドリ両氏を仲介として、覚え書の形式で編集されたものであった。それによると、別居 (separación de cuerpos) と離婚とを同一原因で検討し、前者が五年以上継続している場合には、後者に変更できた。なお、この協会の中で、カトリックの思想を持つメンバーがいることで、協会自体の分裂が生じた事実が文書に記録されている¹⁾。

一九六四年には、急進派議員イネス・エンリケス (Inés Enriquez) 女史が新法案を提出した。ここでは、二種類の離婚——一時的離婚 (divorcio temporal) と永久離婚 (divorcio perpetuo)——が提唱されている。前者は、さきの民事婚姻法

に規定したところと同様に、婚姻の解消を意味するものではなく、つまりは別居である。後者は完全離婚 (divorcio vincular) に相当するものである。その原因は両者に共通であり、今日の多くの法律と同様、(1)共同生活を不可能にする程の性格の不一致、および(2)相互の同意、である。但し、婚姻の成立から少くとも五年以上経過していなければならない。

しかし、ある種のもは永久離婚のみの原因となり得る。すなわち、(1)姦通。(2)夫婦の一方が、他方の生命・名誉・財産に対する犯罪の犯人 (autor)・共犯者 (complice) もしくは隠匿者 (encubidor) であること。(3)夫が妻に売春させようとしたこと、または夫婦のいずれかが、夫婦双方の子に売春を強要し、もしくは墮落させようとしたこと。(4)不治の、もしくは伝染性の重い病氣。(5)刑事罰の確定。(6)子の生命もしくは肉体的・知的あるいは道德的発達を危うくする程度の虐待。

その他は、未成年の子の存在、夫婦の行状、調停の可能性等の、手続き中に明らかとなった諸状況や夫婦の家族について配慮しつつ、いずれの離婚を認めるべきかの判断を裁判官に委ね、いずれかを請求するために訴訟を提起することが可能である。

この法案をめぐる論争は非常に激しいもので、法案に好意的な多数派を退脚させるため、立法および司法当局のメンバーを

変更することさえ行なわれた。かくしてこの法案も、従来の審議と同様に、紛糾を巻きおこすだけに終った。

一九六九年、急進派議員カルロス・モラレス (Carlos Morales) およびアルベルト・ナウドン (Alberto Naudon) の両氏が、完全離婚を確立するため、次の諸原因を考慮した新法案を提出した。(1)姦通。(2)夫婦の他の一方に対する、あるいは夫婦双方の、あるいはその一方の子に対する、文書もしくは口頭による、重大かつ反復的な虐待。(3)夫婦の一方が、婚姻締結後に科せられた五年以上の禁固刑に処せられること。(4)共同生活を耐えがたくする程の不道徳的で外聞の悪い行為、または深くしみついた悪癖。(5)薬剤もしくは麻酔剤の常習かつ不当な使用。(6)重大な侮辱。(7)二年以上継続して、夫婦の家を悪意で遺棄したこと。(8)十分な資力があるにもかかわらず、夫が妻もしくは未成年の子のための扶養給付をしないこと。(9)相互の同意。但し婚姻成立から三年経過しなければ、これを理由に請求することはできない。なおこの項については、調停手続が考えられている。

(1) ちなみに、一九五九年のチリにおける婚姻解消(現実には離婚への抜け道)率は人口一〇〇〇〇人に対し〇・二二で、ペルー(〇・一五)より高く、カナダ(〇・三九)、メネズエラ(〇・二三)、ギリシャ(〇・二八)、スコットラン

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

ド(〇・三三)に接近している。(前掲 Rheinsteim. 四〇七頁)

三、一九七一年離婚法の審議

1 法学教育研究協会の作業経過

一九七一年末、法学教育研究協会 (Instituto de Docencia e Investigación Jurídicas) は、法務大臣との協定を行ない、同協会が大臣に諸々の法律問題の調査と意見の陳述をなすことにつき、両者で合意が成立した。これに基づき、法務大臣から、完全離婚に関する今後の法律の措置およびその内容の検討を指定して、作業を進行するように要請された。そこで同協会は、そのメンバーである民法 (Derecho Civil) の専門家に協力を依頼し、承諾を得た者には、一九二七年以来議会で討議されてきた種々の法案を送付し、同時に、公表されたばかりの、フェルナンド・フェジヨ・ラネリ (Fernando Fueyo Laneri) 教授が作成した法案たる「チリにおける最初の離婚法をめぐって」(“Hacia una primera ley de divorcio en Chile”) を添付した。

一九七二年六月三〇日、七月一日、二日の三日間、フェルナンド教授およびその他の関係者が、最終的な答申を作成することを目的として討論を行なうため、ハウエル (Fahuel) の温泉

地に会合した。その際、あらゆる可能性を法務大臣に報告するため、参加者の意見は、多数意見に限らず、その全てが集められた。しかし、この協会の活動が学術上の領域に限定されるので、この作業も、その範囲内にとどめ、特殊な法案の作成は除外することが望まれた。

当初の目的を達成するため、同協会はプログラムを作成し、それを関係者に配布し、また提起されたテーマについて、関係者の意見を聞くため、各自に五分以内の発言の機会を提供した。この会合は、九時から一三時までと、一六時から二〇時まで行なわれ、討議内容は全て録音テープに収録された。かくて一九七二年九月二十九日答申が作成され法務大臣に手交された。この答申は、以下の形式で提出された。

「完全離婚に関する今後の法の適合性と内容に関し、法務大臣の要請に対して作成された、法律教育研究協会の報告書、一九七二年九月二十九日 サンチャゴ」

大臣殿

貴者の要請を受諾し、法律教育研究協会は、掲記のテーマについての作業計画を作り、その実現のため、六月三〇日、七月一日および二日、ハウエルの温泉場において、以下に掲げる、国内の大学の民法の教授の会合をもった。

チリ大学 (サンチャゴ)

セルヒオ・フェルナンデス・フェルナンデス (Sergio

Fernández Fernández)

ゴンサロ・フィゲロア・ジャンネス (Gonzalo

Figueroa Yañez)

フェルナンズ・フエヒョ・ラネリ (Fernando Fueyo

Laneri)

クラウディオ・イリヤネス・リオス (Claudio Illanes

Ríos)

フランシスコ・メリノ・シェイニング (Francisco

Merino Scheining)

セサル・パラダ・グスマン (César Parada

Guzmán)

カトリック大学 (サンチャゴ)

エルナン・ラライン・リオス (Hernan Larrain Ríos)

コンセプション大学

フアン・アレラヤノ・アラルコン (Juan Arellano

Alarcón)

ラモン・ドミンゲス・アギラ (Ramón Domínguez

Aguila)

ダニエル・ペニャイリリョ・アレンブロ (Daniel

Penahillo Arévalo)

ヘルナン・トロンコン・トロコンデ (Hernán Troncoso Laronde)

カトリック大学 (バルバライン)

パトリシオ・ボフィール・ベルガラ (Patricio Boffil Vergara)

エドアルド・ニーニョ・テランダ (Eduardo Niño Tejada)

ラファエル・バレンスエラ・フェンサリダ (Rafael Valenzuela Fuenzalida)

その他の参加者は、特に当協会が招待したものであり、以下の通りである。

アルベルト・ナウドン・アバルカ (Alberto Naudón Abarca) 議員、ダボール・ハラスマック・ヤクスマック (Davor Harasic Yaksic) 氏およびマヌエル・ゴドイ・フランケ (Manuel Godoy Franke) 博士 (精神病学者)

この作業を開始する前に、前記協会は、その目的が「完全離婚法案」の作成ではなく、この種の法の便益性や立法時期に関する研究にあることを明確にしたうえで、討議のためのプログラムを次のように定めた。

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

- (a) 参加者に配布した法案の概括
- (b) 現行の婚姻の取消 (nulidad del matrimonio) 手続きに対して、離婚法の必要性と便益性。離婚法の基本的根拠。
- (c) 離婚に関する法は、特別法にすべきか、単に現行法制の条項を修正したもので足るか。また、その法は家族一般のことに拡大する必要があるか。
- (d) 原因について。一般的か個別的吗。有責任はどう扱うか。
- (e) 訴訟の名称について。広義か限定的か。
- (f) 訴訟の消滅。
- (g) 夫婦間の離婚の効果
 - 1 夫婦関係 (sociedad conyugal) の解消と清算。家族共同体 (hogar común) の問題。
 - 2 夫婦間のアリモニー。
 - 3 損害賠償。
 - 4 再婚について。
- (h) 子に関する離婚の効果
 - 1 後見
 - 2 扶養
- (i) 訴訟手続
 - 1 裁判所。普通の裁判か、特別の家庭裁判所あるいは少

年裁判所か。

裁判官の技術的助手の必要性。

2 略式裁判か、離婚の特別の裁判か。

3 調停 (conciacion) は必要の手続きか。それは裁判の前提としてか。さらに裁判を要しないか。

4 証拠について。証明方法。最善の解決策。証拠の評価。

5 判決。裁判費用。

6 裁判手続が行なわれている間の、夫婦および子の状態。

2 「一九七二年フェジヨ法案」

フェジヨ教授は、サンチャゴの法理論研究センター (Centro de Estudio Ratio Juris) の教授であり、チリ大学の法律社会学部 (Facultad de Ciencias Juridicas y Sociales) および当時の法務大臣リサンドロ・クルス・ボンセ (Lisandro Cruz Ponce) 氏の依頼により、法案作成を含むこれら一連の作業の指導的立場にあった。

同教授の考えによると、チリの社会は、人為的かつ当事者の偽りの産物である離婚 (≡別居) という不完全な制度が継続しており、一方では、全世界でこの言葉の真に意味するものが探求されているが、そのことに直接的なねらいを定めねばならないという、まさに基本的な命題に直面していると言い得る。

そこで同教授は、彼の作成した法案の目的の真髄は次のようなことであると説明した。それは、合意のうえでの婚姻の無効 (nulidad de matrimonio de común acuerdo) という現行制度を、世界的にはほぼ共通な別の制度、すなわち離婚と単純に置きかえることは容易であるが、家族の秩序にとっては有害である、ということであった。

次いで、法案各条項の個別的検討に入る前に、最も問題となる離婚法立法の必要性に関する同教授の見解を明らかにしておく。この問題は、ある範囲で彼の作成した法案に表明されているが、ここにそれを要約すると、次のようになる。

第一に、家族構造の範囲内で提起されている諸問題の、全体の研究を必要とする見解を支持するものであること。

第二に、「完全離婚」が、彼が「法的喜劇 (comedia judicial)」と称し、チリ国の法制度の権威を落す以外の何物でもない法手続きと称した実務を終結させるのに最も良い方法であると考えていること。また無効訴訟の短期時効を定めることにより、婚姻無効の実務で終結させる可能性については、その効力について懐疑的な見方をしており、婚姻無効は離婚法がないときの一つの解決策にすぎないとしている。

最後にフェジヨ教授は、戒律に対して厳格なカトリックの事情にも拘らず、最高裁判所長官 (Presidente de la Excm.

Corte Supremo) が、婚姻解消の最も効果的な方法としての離婚に関する方法の賛成者と思われることを指摘している。

次に、彼の法案の基礎となっているものを要約すると、次のようになるであろう。その第一は、公の秩序 (orden publico) の一部を形づくる家族の保護であり、これは一連の法規範による制度的裏付けを必要とするものである。具体的には、

- (a) 義務的調停手続
 - (b) 訴訟における裁判官の技術補助と、同時に、安易な婚姻解消の意思を抑えることを目的とした、家族保護機関 (Organismo de Tutela de la Familia) の設立。
 - (c) 離婚訴訟の年齢制限 (一八才)。
 - (d) 婚姻の挙式の後三年以内に離婚訴訟を提起することの禁止。
 - (e) 離婚理由としての「相互の同意」 (mutuo consentimiento) の限定的効果。
 - (f) 侮辱を受けた配偶者 (cónyugal ofendido) の有恕 (perdon) もしくは後の和解 (reconciliación) による訴訟の消滅。
 - (g) 訴訟の放棄を請求する期限を三カ月に縮少。離婚訴訟の時効を短期——一年——に限定。
- 第二に、同教授は離婚を、挙行された婚姻数全体のうち、極

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

くわずかな例外的状態と考えることである。まず、離婚の機会を与えるため、一般的あるいは不特定の訴因の緩和を示唆している。彼が一般的離婚原因と考えていることは、第一に、婚姻の本質からみて、夫婦の精神的肉体的共同生活の欠除。第二に、夫婦の共同生活によって被った重大かつ決定的な損害 (quebranto)。第三に、夫婦および家族共同体の利益において、夫婦一体の続行が不可能ないしは困難であることである。さらにこの一般的原因を効果あらしめるため、彼の法案の第二条に列挙された限定的原因の同時発生を確実なものにする必要が示唆されている。

しかしながら、さらに彼は、この限定的理由を過度に重視することの誤りを指摘している。即ち、限定理由を形成する諸要素は、多くの場合、夫婦生活の過程で一時的、例外的状況の表出であろうし、その状態を克服したならば、もはや解消原因となり得ないものだからである。

このことから、彼の法案は、一方では絆からの分離を伴う離婚に到達するための法であり、また他方では、婚姻関係を安定させ、和解させるための法でもあることが意図されており、従って、ステップとして肉体の分離と呼ばれる別居制度も温存しているのである。そこで、離婚は個々のケースに焦点を合わせ、裁判官がより広汎な自由裁量権を持って、分析、解明する

ことが要請されることになる(後述法案の第四条参照)。

家族および離婚問題を扱うための「裁判所」の適性については、特別の裁判官を置くことを主張して、家族問題が置かれていた状況の複雑さを述べている。同様に、彼が設立の必要性を強調する「家族保護機関」については、裁判官の専門領域外の事柄について、その道の専門家を招へいし、裁判の最終的な技術援助を行なうものと想定している。

婚姻無効については、離婚の立法化の結果として、今後消滅の傾向にあると評価し、法案中に、婚姻無効訴訟の短期時効(儀式の事実から一年)を規定している。

3 審議過程における問題点

離婚法の必要性と便益性についての法務大臣の判断を知ることとは有意義であるとして、関係者は、法務大臣の家族問題の顧問の資格で作業に参加しているダボール・アラシック(Davor Harasic)氏に、法務大臣の見解を明らかにすることを依頼した。それによると、この作業の指導的立場にある教授の大半が、個人的には離婚法立法に賛成であるとしても、議会においては同様の結果が期待できない以上、チリで離婚法を公布することの必要性と便益性について、参加者が声明を出すことは非常に意味があると考えていると述べた。さらに、法と現実との間に

存在する離婚というとき、現実が法をはるかに越えていることは明らかであり、民法典からもその他の法からも、チリの家族のイメージをいざだくことができない、と付け加えた。

このような状態が、法務大臣の最も懸念する点であった。それはまさに、社会の基本的核としての家族の重要性が問題となることについての懸念である。そこで、家族関係の法規を検討することを決定し、社会学の調査が行なわれることとなった。

この調査はカトリック大学の社会学研究所(Instituto de Sociología de la Universidad Católica)の手により、国連児童基金(Fondo de las Naciones Unidas para la Infancia—UNICEF)の援助を得て、チリの家族の現実を科学的に説明すべく実施された。この調査は、七二年一〇月乃至一一月に終了している。

この調査の基本的観点は、世論を知ることが目的としており、共和国大統領に属する社会発展部門(División de Desarrollo Social)の地区代表を通じて、一般人を動員したところに負う点が大きい。

なお、この際、非常に重要であるとして指摘されたのは、次のような問題であった。

(1) 親子関係

嫡出・非嫡出子間の差別を撤廃し、同一のカテゴリーを確立

すること。

(2) 既婚婦人の能力

取得財産への関与について、現行の夫婦関係の制度を修正して、既婚婦人に完全な民事上の能力を付与せんとする法案が、一九七二年現在議会で継続中である。それによると、妻の夫への従属は、いわゆる「親子関係」(「Relaciones entre los padres y los hijos」)と称する立法で解決できるものであり、未成年者の監護と財産の管理について、前者は、両親の協議でいづれかに決定するとし、後者に関しては、両親の協議でいづれかに決定し、協議が整わない場合のみ、父親にするとされている。

(3) 成年年齢

婚姻締結、後見人資格等、家族法上特に重要な意味をもつ成年年齢を、一八才とすべきこと。

(4) 家庭裁判所

相続法以外の、あらゆる家族法関係の事柄についての管轄権をもつ裁判所を設立すること。これは、弁護士(abogado)、心理学者(psicólogo)およびケースワーカー(asistente social)により構成され、現行の少年裁判所(Juzgados de Menores)を土台として組織されるべきこと。

(5) 離婚法

五番目のテーマではあるが、最も複雑かつ紛糾を呼ぶ問題と

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

して、法務大臣が国内の各大学の民法の専門家の意見を知ることが非常に有益だとし、最も強く調査を要望したものであった。

(6) 同棲(convivencia)についての立法

法的には婚姻関係にない結合について、特に低所得層で新たな問題が生じており、法を社会の現実に適合させるために、早急な立法化が検討されねばならない。

(7) その他。

婚姻を新たに定義付けようとする試みに伴い、種々の法規定の修正の必要性がある。

一九七二年完全離婚(法鎖の解消を伴う離婚

—Ley de divorcio vincular) 法試案

——フェルナンド・フェジョ・ラネリ教授の作成による——

第一条 婚姻は、以下の場合に、裁判所の離婚判決によって解消される。

婚姻の本質からみて、夫婦間の精神的・肉体的な共同生活が消滅した場合、または夫婦の同居が重大かつ決定的に破綻した場合、もしくは夫婦にとって、あるいは家族共同体の利

益において、その一体性の継続が不可能ないしは耐えがたいことが明らかな場合。

本法に規定した限定的原因の一もしくは複数の同時発生を、上記の状態を確認する要件とすべきである。

第二条 離婚の限定的原因は、以下の通りである。

- (1) 夫または妻の姦通 (adulterio)
- (2) 夫婦の他の一方、夫婦双方の子もしくは夫婦の一方の子、または夫婦が責任を負っている未成年者に対する生命侵害の未遂
- (3) 夫婦の他の一方、夫婦双方の子もしくは夫婦の一方の子または夫婦が責任を負っている未成年者を墮落せしめたこと、あるいはその未遂
- (4) 夫婦の他の一方に対する重大な侮辱 (injuria grave)
- (5) 文書もしくは口頭による重大な虐待 (malos trátami-entos) 但し、その反復性をもって、重大さの要件とする
- (6) 夫婦の他の一方、夫婦双方の子もしくは夫婦の一方の子または夫婦が責任を負っている未成年者の、肉体的精神的な完全さを害なう急迫せる危険
- (7) 夫婦としての義務の不当な拒否
- (8) 三年以上にわたる、出産の不当な拒否
- (9) 遊興、酩酊もしくは薬物一般に常習癖のある者。但し当

人が治療もしくは医学的・社会的リハビリテーションを受けることを拒絶する場合

- (10) 婚姻が合法的には完成されていないこと、もしくは疾病の原因があるにもかかわらず療養を拒絶している場合
- (11) 夫婦の和合を危うくする程重大な、不治の肉体的な疾病。但し廃疾者たる配偶者の完全な看護は保障されなければならぬ、
- (12) 厚生省 (Servicio Nacional de Salud) の公的な分類およびリストに指定された、長期ないしは不定期限の、あるいは回復の見込みの困難かつ不明の精神的な疾病。但し、家族の共同生活あるいは和合を危うくする恐れのある場合
- (13) 共同生活の不法な欠除が一年以上継続した場合。但し明示的同意ないしは別居の有無にはかわりない
- (14) 婚姻の期間中、五年以上の刑事罰に処された場合
- (15) 共同生活の停止を宣告された服役以来、少くとも一年経過し、夫婦の一方または双方が同時に離婚の請求を申し立てることができる場合、裁判官は、本法第一条の基本的要件を充足すると法律上推定される場合には、夫婦の他の一方に審問し、ないしはその欠席のもとで、判決を下すことができる
- (16) 夫婦双方の、あるいはその子の人格の発達における、重

大かつ克服しがたい挫折 (frustracion) もしくは墮落 (deterioro)

(7) 協議により双法の同意 (mutuo consentimiento) があり、さらに本法第一条に掲げた要件が満たされる場合、儀式から少くとも三年を経過していること。双方の同意にもとづく離婚は、すべての場合において、本法が規定する手続きに従って、裁判上決定されること

第三条 訴による事実および離婚原因の認定は、裁判官の自由裁量による。

第四条 離婚決定に際し、裁判官は特に、夫婦双方の社会的経済的状况、教育程度、家族共同体の一般的状态ならびに請求による離婚原因の決定および裁否に関するその他何らかの状況もしくは要件を検討する。

第五条 判決の特に重要な根拠は、本法が第一八条に規定する家族保護機関 (Organismo de Tutela de la Familia) の答申であり、その答申は離婚自体に関する事柄に限らず、未成年の子の扶養料 (alimentos) と後見 (tutición) に関する事柄および配偶者間の当然支払うべき扶養料と慰謝料 (indemnización) に関する事柄についても包含されるべきである。このことは、一の判決文に示される判決の目的が、以上のすべての事柄にわたるからである。

ナリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

第六条 判決は、離婚請求の認否を問わず、国家によって保護された、社会的価値を創り出す家族の保護について熟慮されなければならない。

第七条 離婚訴訟は、当該夫婦のみが提起しうる。訴による特定原因が有責任 (culpa) を含むものである場合には、無責配偶者 (conyuge inocente) のみがこれをなし得る。前述の原因が客観的あるいは無責のものである場合には、訴訟は夫婦のいずれに対しても認められる。双方有責の場合も同様である。

第八条 一八才未満の場合、もしくは婚姻の儀式より三年経過していない場合には、夫婦の年令のいかに問わず、夫婦は離婚を請求することができない。

第九条 被告たる配偶者は、同一のもしくは他の離婚原因を申し立てて反訴 (reconvenir) することができる。

第一〇条 離婚訴訟は以下の場合に消滅する。

(i) 有責任に関して、無責もしくは侮辱を受けた配偶者の有恕 (perdon) ある場合、もしくは裁判上の請求の有無を問わず、両者の和解 (reconciliación) ある場合。両配偶者の自発的同居 (cohabitación voluntaria) は、法律上和解とみなされる。その後の、もしくはその後知った原因のために、離婚訴訟手続を妨げるものではない。

原因が本法第二条の二または三にあたる場合には、和解はなし得ないし、共同生活の停止 (suspension de la vida en común) にもあたらない。

(d) 一般原則に従って規定された訴訟手続上の取り下げ (abandono) による。但し三カ月の期間については、この限りではない。

(e) 訴訟当事者である夫婦のいずれか一方の死亡。

(f) 離婚訴訟が開始した後一年で時効 (prescripción) となる。

第一条 夫婦間における離婚の効果は以下の通りである。

(1) 婚姻の解消 (disolución del matrimonio) としてその結果として、婚姻関係 (sociedad conyugal) が存在する場合にもその解消。

(2) アリモニー支払いの義務。すなわちそれは、共同生活停止の場合における、アリモニーに関する規定の適用を受けるもので、以下のごとく特定される。

(1) アリモニーに関する一般的な必要要件を具備し、夫婦の一方が有責の宣告を受けているか、あるいはその有責性の程度が夫婦の他の一方より大きい場合には、アリモニー支払いの手続きをとること。

(2) アリモニーは裁判官の決定するところに従い、適切かつ

必要なものであること。さらに裁判官は当該事件の諸事情を考慮したうえで、任意にこれを調整する。

(3) 裁判官は、アリモニーの義務を負わせる場合、家庭がある場合にはアリモニーの用い方に関して決定し、可能な限り、子の看護 (tutela) を行なう配偶者にそれを付与する。但し子の全部については考慮を要しない場合には前記のことは、同一の家庭における継続がより一層必要な子について行なわれる。

(4) 婚姻の解消時に夫婦間でアリモニーの義務の手続きをとらなかった場合には、いかなる事情の変更があろうとも、後にその義務が回復されることはない。離婚中にアリモニーの義務の正当な原因が消滅し、それが判決で宣言された場合には、前記の義務はいかなる事情の変更があろうとも、永久に消滅する。

(5) 離婚を認める判決が、特に夫婦間のアリモニーに関して言及しており、かつ後の裁判で他の判決が下されたときには、従前の判決は、その部分において当然修正することができ。

(6) アリモニーを付与する義務は、特に付与されるものが新たに婚姻を締結するか、もしくはその者が明らかかな内縁関係 (concubinato) になった場合には中断する。

(イ) 有責と宣告された配偶者、もしくは離婚裁判手続に先だつ共同生活の停止の判決で有責と宣告された者は、無責もしくは有責性が少ない配偶者にもたらされた、物質的、精神的損害の賠償の義務を負う。このことは、同じ離婚手続において、あるいは付随的に判決の遂行において審理される。

(ニ) 無責もしくは有責性が少ないと宣言された夫婦の一方は、確認された判決の後三カ月以内に、夫婦の他の一方のためになした贈与 (donations) を取り消すことができる。

(ホ) 離婚は、新しい婚姻を締結するために、前の配偶者に対して執行する。但し、第二の婚姻に関する民法典第一二四條ないし第一三〇條の規定を遵守しなければならない。

第一二條 離婚における、両親と子との人的関係および世襲財産は、共同生活の停止および婚姻の取り消しに関する現行法規によって規制される。

第一三條 離婚を宣言した裁判官は、同じ判決中で、子の後見およびこれに相応する扶養料に関して言い渡さなければならない。事の性質上、新しい事実もしくはは状況に応じて、後に新たな判断を下すことができる。

第一四條 離婚手続において援助を委託された家族保護機関は、前条に規定されたことを遂行するために、夫婦双方

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

の子の後見および扶養料につき、適当な段階で、かつ有意義な限度において、その業務を拡張する。

第一五條 請求の一覽に先だつて、裁判官は夫婦の各自に聴問し、調停 (conciliation) を試みる。夫婦のいずれかの口頭もしくはは文書による請求に対し、前述の聴訴のために召喚する両者があゆみ寄ることがない場合には、和解 (reconciliation) がないものとみなし、その請求は一般規定に従つて通達されるものとする。

第十六條 調停の結果、和解に至らなかつた場合、それまでの記録とともに、『原告たる』配偶者が提出した請求を付け加え、同一の聴訴で被告たる配偶者に通達する。

第一七條 召喚された、もしくは被告たる配偶者の住所 (domicilio) もしくは居所 (residencia) の決定が困難な場合には、民事訴訟法典 (Código de Procedimiento Civil) 第五四條にもとづいて請求を通知し、引き続き未成年者の後見人 (curador ad litem) を指定する手続きをとる。その指定は、家族保護機関の適当な職務の者に委ねられなければならない。その任命は、同機関によりなされ、それ以上の手続きは要しない。

第一八條 請求に応じて、裁判官は法的要件による証拠付けを受けた訴因を即座に受入れ、同時に、家族保護機関に対し

て、家族についての完全な報告を要請する。その報告は、書類により、以下の紛争事実を説明するものである。即ち、当該紛争の周囲の状況、近親者およびその子孫、家族の経済的状态、各個人の履歴、夫婦各自の労働機能および現存の法的要求するところに従い、判決の言い渡しに必要なあらゆること。

第十九条 前述の報告は、請求を受けてから三〇日以内に行ない、召喚状に同封し、前述の事実については、同機関職員の責任のもとに提出された、専門家の報告書とみなされる。

前述の期限が終了しても、報告書が完了していない場合は、すでに得た前掲の資料および結果を即座に裁判所へ送付する。

第二〇条 その調査は、特に実質的な真実 (material truth) の獲得に向けられる。かつ証明方法は、共同体の法について確立した狭義のものに限定されない。その証拠は、判決を正確に下す義務を負う裁判官の良心に従って評価される。

第二一条 裁判官は、訴訟書類を調査し、より妥当な解決のために、制限を付することなく、必要な対策を講ずることができらる。

第二二条 以下のものは、離婚訴訟における必要の手續きである。まず初めに調停のために召喚し、家族について報告させ、

次いで、不服のない場合には相談指導をなし、さらに各控訴裁判所の検察官に通告する。

第二三条 離婚を決定した確定判決は、戸籍簿に婚姻登録の記載あるものに限って、当事者間および対第三者間に効力を生じる。但しこの登録は、判決確定の後三〇日以内になさなければならぬ。

第二四条 特別処置のなされていないものについては、通常の裁判規則を適用する。

第二五条 離婚、婚姻の解消および別居についての訴訟においては、貧困の特権 (privilegio de pobreza) の必要条件を満たすことが推定される。またこれに反することが認定された場合には、いかなる訴訟状態であろうとも、取得した負担を告知し、各料金表に定められた謝礼金や手数料を支払う義務がある。この権利は、夫婦の一方もしくは双方のために消滅させることができる。

第二六条 家庭裁判所 (Tribunales Especiales de la Familia) 不存在のため、離婚事件は高額民事裁判所 (Juzgado Civil de Letras de Mayor Cuantía) において論議される。当該区 (Departamento) に二箇所以上の裁判所が存在する場合には、最初に婚姻を認定したところが行う。第二審で、当該裁判所に二箇所以上の部 (Sala) がある場合、訴訟は上訴

裁判所の第一部で審理される。

第二七条 一時的と永続的とを問わず共同生活の停止に関する現行法規は維持される。同時に、民法典、民事婚姻法およびその他の法律で現在使われている「離婚」という言葉を、法令あるいは規則およびその他の義務規範の形式と同様、「共同生活の停止」に変更する。

民事婚姻法第二一条および二二条を削除する。一時的と永続的とを問わず、共同生活の停止の訴訟原因は、本法第二条に示されたと同一のものでなければならぬ。共同生活の停止を取り扱う場合、裁判官は各事件につき、前記の別居が一時的であるか永続するものかを決定する。

第二八条 民法典第一〇二条は、以下のように変更する。「第一〇二条、婚姻は一人の男性と一人の女性との完全な結合をめぐり、家族の法律上の行為であり、その目的は、共に生活し、責任のある方法で家族を組織し、育成し、あるいは共同体の完全な進歩に連帯して干与することである。婚姻は一生涯結ばれたものである。しかし法定原因によって解消することが可能である。」

第二九条 民事婚姻法第三七条に、以下の文章を付け加えること。「第三項 離婚判決に関して」

第三〇条 戸籍法第四条第四項において、「婚姻」のあとに「ま

チリにおける離婚法案の審議と「一九七二年法案」

たは離婚」を挿入する。

第三一条 民法典第一五五条の最後に、以下の但書をつけ加える。「夫婦の共同生活が二年以上存在しなかったことによる財産の分割も同様に処理すること。」

第三二条 民法典第一七六四条第三項において、「永久的別居 (divorcio perpetuo)」を「永久もしくは一時的な共同生活の停止」に変更する。

第三三条 本法に言う家族保護および技術援助機関は、新たに創設するか、もしくは適切な現存の国家機関に委託し、これに関し必要なものは開設する。

共和国大統領は、前述の二機関に対し、適当な命令を下す権限を有し、国内の異なる区域間の問題の場合でも例外ではない。大統領は六カ月以内にこれをなすものとする。

第三四条 儀式の形式性に関する原因にもとづく婚姻無効の訴は、上記儀式から一年で時効となる。

暫定規定

- (1) 前条に述べた無効の訴は、前に儀式のとり行なわれた婚姻に関しては、本法公布の日より一年で時効となる。
- (2) 本法は、公布の日より六〇日後に発効する。

あとがき

本稿では、一九七二年フエジョ教授による完全離婚法案の作成に至る経過と問題となった点を中心に述べてきたが、各条文に組み込まれた内容については、従来のカトリック婚姻観の背景をもつとはいえず、離婚原因、家庭裁判所等について、非常に興味深い問題が多い。

しかし、一九七三年九月アジェンデ民主政権が軍事クーデターによって倒壊した後、道徳に関する復古思想が支配していると伝えられており、離婚法の行方は不明である。なお、序註(6)にあげた三冊の資料については、当時の在チリ日本大使館のご好意によって取寄せることができたものであり、貴重な資料と思われる。誌上を借りて厚く謝意を表したい。

なお、本文中に述べた一八五五年のチリ民法典は、一部改正、廃止等の変更があるとはいえ、今日もなお現行法典としての効力を有しているが、幸いにも、当比較法研究所に、民法典(Código Civil, 1958)の他数冊の解説書(Rossel Saavedra, Enrique; MANUAL DEL DERECHO DE LA FAMILIA, 1958 ASSael Cambi, Morris M.; La reforma del código civil 1952, etc.)があるので、離婚法案を含む家族関係法規相互間の検討を進める上で、併せて利用したい。